

**2道改第2号
町道11-7号線道路改良工事**

特記仕様書

平成23年3月

井手町建設課

特記仕様書

1. 適用範囲

- 1). 本仕様書は、平成22年度 2道改第2号 町道11－7号線道路改良工事の特記仕様書である。なお、この仕様書で指示していないものについては、土木工事共通仕様書(案)(平成22年4月 京都府)(以下「共通仕様書」という。)によるものとする。
- 2). 設計図書、仕様書及び本仕様書に明記されていない事項であっても工事遂行上当然必要な事項は監督職員の指示にしたがい、請負者の負担により施工しなければならない。

2. 一般的事項

- 1). 工事の施工に当たっては、諸法令を遵守するとともに地元の関係機関に対し詳細な施工計画をもって請負者が協議し、調整を図るものとする。
- 2). 本工事の工期は、作業期間内の雨天日(降水、降雪)、日曜日、祝日、夏期休暇、年末・年始休暇及び全土曜日を見込んでいる。(共通仕様書 1-1-11)
- 3). 本工事の施工に当たっては、請負契約書第10条に基づく現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任しなければならない。(共通仕様書 1-1-14)
- 4). 請負者は、共通仕様書1-1-16(下請負総額3千万円以上の場合)の規定によるほか、これ以外の工事であっても、必要に応じて、監督職員の指示により、国土交通省令に従い、施工体制台帳(下請契約書等添付)及び施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出しなければならない。(共通仕様書 1-1-16)
- 5). 請負者は、工事の施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
また、安全・訓練等の実施状況を記録し報告するものとする。
(共通仕様書 1-1-34)
- 6). 工事中の排水については、関係者と十分協議のうえ必要な措置を講じるものとする。
- 7). 工事による振動・騒音等により、周辺家屋等へ影響がないよう十分注意し施工しなければならない。
- 8). 工事の施工に先立ち施工計画書を、監督職員に提出すること。
(共通仕様書 1-1-6)

- 9). 請負者は、盛土後に有害な沈下が起こらないように入念に施工すること。施工箇所が沈下した場合は、請負者の責任においてすみやかに復旧すること。
- 10). 請負者は、産業廃棄物管理票(マニュフェスト)制度を使用し適正な処理を行うこと。
また、産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と処理委託料を記載した「処理委託契約書」により委託契約を行うこと。
- 11). 請負者は、建設副産物適正処理推進要綱に基づき、「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定められた様式(再生資源利用【促進】計画書・実施書)を工事着手前と工事完成後に提出するものとする。
なお、計画書は施工計画書提出時、実施書は工事完成時に提出するものとする。(共通仕様書 1-1-24)
- 12). 請負者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、運搬車両に廃棄物運搬車両であることを表示し、運搬内容が記載された書面を備え付けるものとする。表示内容等については、監督職員の指示に従うものとする。また、工事完成時に、運搬車両への表示状況が確認できる写真を提出するものとする。
- 13). 請負者は、実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、適宜登録機関に登録申請しなければならない。(共通仕様書 1-1-7)
- 14). 法定福利分の現場従業員及び現場労務者に関する、労働保険成立証明書を提出するものとする。(共通仕様書 1-1-49)
- 15). 請負者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結時に提出するものとする。また、現場事務所、工事現場の出入口等の見やすい場所に標識を掲示しなければならない。(共通仕様書 1-1-49)
- 16). 請負者は、隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信施設等の工事及び地方公共団体が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。(共通仕様書 1-1-17)
- 17). 軽油については、不正軽油の使用防止のため JIS 規格軽油を使用し、燃料検査を実施する場合は協力しなければならない。

3. 施工条件事項

- 1). 工事に伴う通行規制については必要最小限とし、十分な調整を行ったうえ計画を立て、監督職員の承諾を得て所定の手続きを講じること。また、合わせて交通管理図を作成し提出すること。
また、夜間の照明やバリケード等の設置については、施工状況に合わせて十分な管理を行うこと。

2). 請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に標示板を設置しなければならない。

標示板は、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」に準じて作成するものとし、別紙(別紙-1~3)を参照すること。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容:道路の改良をしています

工事種別:道路改良工事

3). 請負者は、設計図書に従って、工事の施工について監督職員の立会にあたっては、あらかじめ立会に係わる事項(種別、細別、施工予定期等)を監督職員に報告しなければならない。(共通仕様書 1-1-25)

4). 段階確認は、請負者(現場代理人又は主任(監理)技術者若しくは、あらかじめ監督職員の承諾を得たもの)が臨場するものとする。(共通仕様書 1-1-25)

5). 本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施するものとする。(共通仕様書 1-1-31)

6). 施工については、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、施工現場において使用する建設機械が、排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出するものとする。
(共通仕様書 1-1-38)

7). 工事に伴うアスファルト・コンクリート殻、及び残土処分は、指定地処分とする。また、運搬経路については監督職員の承諾を得ることとするが、運搬距離については変更しないものとする。

8). 請負者は、監督職員及び各道路埋設物管理者と十分協議を行い、損傷等を与えないようにしなければならない。

9). 本工事において湧水が発生した場合は、監督職員に報告し、協議すること。

10). 工事着手については、関係地区に配布する工事のお知らせの周知徹底が完了してから行うものとする。

11). 工事用運搬路は、公衆に供する道路を使用することから、工事用車両の通行には徐行等の安全対策を講じること。

12). 使用材料等については、事前に必要書籍を提出し、監督職員の承諾を得たうえで使用すること。

13). 工事施工にあたっては、地元関係者及び関係機関と十分協議を行い、トラブルのないよう配慮すること。

- 14). 工事に伴う苦情や損傷に対しては、請負者が責任をもって対応し、さらには措置するものとする。その内容については、監督職員に速やかに報告すること。
- 15). 工事期間中、し尿汲み取り及びゴミ収集作業に支障のないよう監督員と協議をすること。
- 16). 工事に伴う苦情や損傷に対しては、請負者が責任をもって対応し、さらには措置するものとする。その内容については、監督職員に速やかに報告すること。
- 17). 現状のひび割れ状況を概ね100m毎に写真撮影を行うこと。なお、写真撮影にあたっては、全景及び路上面に縦横0.5m毎の枠目を想定し、各枠目のひびわれの状況が確認できるようにすること。
- 18). 仕上がり路面にクラック等が生じた場合は、監督職員と範囲の協議をし、表層工のやり直し又は補修を行うものとする。
- 19). 本工事箇所で設置するガードレールの塗装色は、すべて京都府防護柵色彩選定方針により、グレーベージュとする。

4. 交通誘導員の明示

交通誘導員については、安全管理について十分検討し関係機関と協議の上適正配置を行うこと。

配置計画については、安全管理図等必要書類を作成の上、工事着手までに監督職員の承諾を得ること。

なお、交通誘導員は 31 名 計上している。

※ 明示条件として、工事全体での配置人員を明示しているため、実際の配置人員が設計数量以下である場合には、出来高不足となり減額変更の対象とする。

交通誘導員の設計変更について

根拠及び内容が妥当である条件変更については、変更対象とする。したがって、出来高のみの増額変更はしない。

別紙-1

(標示板の設置)

◎ (標示板の設置)

請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：道路の改良をしています

工事種別：道路改良工事

(標示板の記載例)

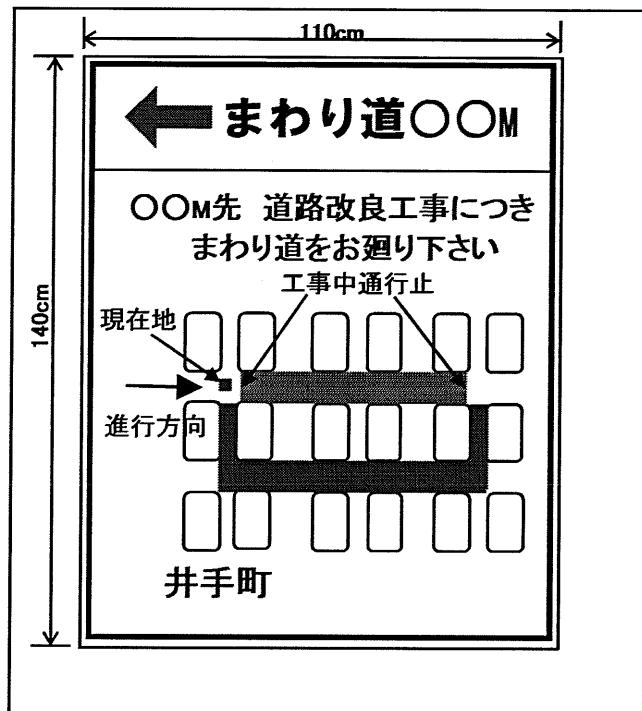
[工事標示板]



設置位置	<ul style="list-style-type: none">工事区間の起終点に設置する。車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none">路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none">「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「道路改良工事」等の工事種別は、青地に白抜文字とする。「道路の改良をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。他の文字及び線は、白地に黒色とする。縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。

別紙-2

[迂回路標示板]



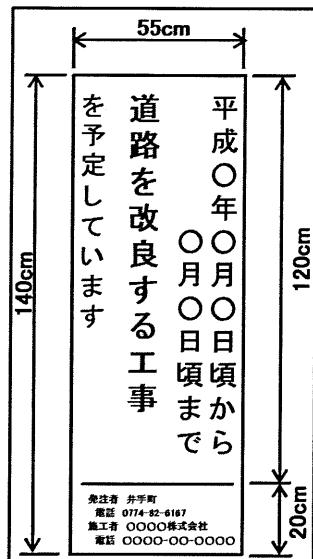
設置位置	<ul style="list-style-type: none">工事のため迂回路を必要とする場合に、迂回路の入口と迂回路の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)に設置するものとする。ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none">迂回路を必要とする工事開始から工事終了までの間設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none">矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。

※迂回路標示板については、特にドライバーへの工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

※標示内容については監督職員の承諾を得ること。

別紙-3

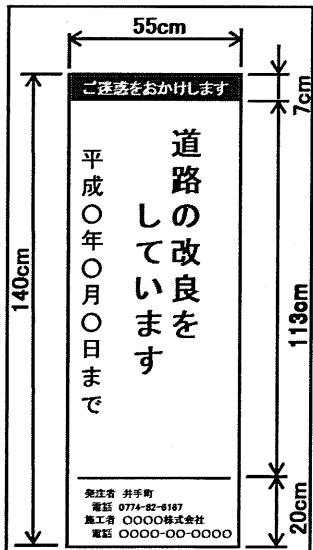
[工事情報看板]



[工事情報看板]

設置期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、「平成〇年〇月〇日頃から」、「道路を改良する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

[工事説明看板]



[工事説明看板]

設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「道路の改良をしています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。

※工事情報板、工事説明板については、特に歩行者への工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

※◎は必須項目であることを示す。